

第十二回 参議院内閣委員会會議録第四号

昭和二十六年十一月二日(金曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 弥八君
理事 山花 秀雄君

委員

郡 祐一君
松平 勇雄君
上条 愛一君
楠見 義男君
竹下 豊次君
栗栖 越夫君
三好 始君
三浦 辰雄君
橋本 竜伍君
厚生大臣 橋本 竜伍君
政府委員 城 義臣君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局 中川 融君
事務局長 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。
○國務大臣(橋本龍伍君) 法案の提案

の理由を説明申し上げます前に御挨拶を申し上げます。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきましては、大分前に閣議で決定をいたしました。国会の御審議の時間をできるだけ置かなければならぬと心得えまして、これを急速に提案するようにいたして努力をいたしました。閣議方面との折衝に若干暇取りまして提案が遅くなりました。たし、極く最近衆議院のほうに提案をいたしました。次第でございます。本日こゝうして参議院の側も事前審査を頂きます。誠に有難うございます。不敏でございますが、私も相当に検討いたしました。なから提案いたしましたつもりでございます。どうか十二分の御審議をお願いいたします。と思います。

さて、只今議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のごとく、戦時から戦後に引き続きまして、複雑龐大となつて参りました行政を簡素化して、現下の我が国力にふさわしい行政体制を樹立いたします。このことは、政府が常に意を用いて参つたところであります。すでに一昨年相当規模の行政整理を断行したものであります。今月におきましても、行政機関職員定員法の定員のみを見ましても、なお八十九万を算しております。戦前に比較いたしますれば非常な膨張をいたしております。平和條約の実施を控へまして、経済上の自立を達成いたしますためには、できる限り行政費を節約すると共に行政事務の能率化を図ることが必要であります。政府はここに各省庁の事務の実情に応じて、人員を大幅に削減することといたしました。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、右の趣旨に則りまして、各行政機関の職員の定員を約九万人削減いたします。共に、この人員整理を円滑に行うために必要な措置を講じようとするものであります。その内容は、大要次の七点に要約されます。

第一に、各行政機関における休職者の取扱ひにつきまして、行政機関職員定員法にいわゆる職員には休職者を含めない旨を規定することといたしました。この措置によりまして、従来ややもすれば長期病氣欠勤者が整理の対象とされる弊を除くこととなるのであります。

第二に、各行政機関における職員の総定員を現在の八十九万六千五百五十五人から八十七万七千四百九十人に削減いたします。差引き、八万七千九百六十五人を減することといたしました。この定員の削減の各省別の内容につきましては、それと主官省から御説明をいたします。こととしますが、總括的に申し上げます。各省庁の事務の簡素合理化に伴ひ、且つ各省庁の事務の実態に應じて整理を行うこととし、占領の終結に伴ひ不要となる事務、経済統制の撤廃により縮小し得る事務、その他不急又は不要となつた事務につきまし

ては大幅に人員を削減いたします。一方、治安関係の職員、造幣、印刷、電氣通信事業、郵政事業等に從事する現業職員、登記事務、職業安定事務等の窓口事務に從事する職員及び国立病院、療養所並びに各種試験研究機関等の職員につきましては、その業務の特殊性を考慮いたしまして軽微な整理にとどめておるのであります。

第三に、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましては、その数を現行の三千五百五十人から二千七百四十人に削減いたしました。

第四に、国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者については、現在五千人を限り、これを定員外に置くことができるとなつておりますが、この数を二千六百人に削減いたしました。

第五に、整理の時期につきましては、原則として、六カ月の猶予期間を設け、昭和二十七年一月一日から六月三十日まで、新定員をこえる員数の職員を定員の外に置くことができることといたしました。併しながら農林省の職員で国営競馬事務に從事するもの、通商産業省の職員で米穀対日援助物資等処理特別会計及び貿易特別会計の事務に從事するもの並びにアルコール専売事業の現業に從事するものにつきましては、これらの事務及び事業の整理の都合上、九月末又は十二月末まで整理の時期を延期することといたしました。又食糧庁の人員につきましては、米麦

の統制解除を前提として相当大幅な整理が達成されておりますが、米の統制解除につきましては、なお関係方面との話合が済んでおりませんので、この統制の解除が明年四月一日までに実施されるに至らなかつた場合には、予算の定める範囲内において、政令によつて食糧庁の職員の定員を増加し得る旨を附則に規定することといたしました。

第六に、今回の定員の減小に伴ひ整理される者については、本年十月一日に自治体警察から国家地方警察に編入された警察職員及び地方自治法附則第八條に規定する職員で整理される者をも含めまして、一昨年の行政整理の際におけると同様に、国家公務員法の規定する「審査請求」制度を適用しないことといたしました。これは多数の人員の整理される場合におきましては、この制度を適用することが実情に即しないためであります。

第七に、国立大学の教官及び労働基準監督官で今回整理される者につきましても、その整理を円滑に行うために、それと同等の職等につき、教育公務員特別法及び労働基準法に規定する複雑な事前手続の規定の適用を排除することといたしました。

以上が本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも現下の我が国力に相応する適正なる行政機関の規模を定めますと共に、その実施を円滑にするために必要な措置であり、何とぞ慎重御審議の上、速かに御

可決あらんことをお願いいたします。
○委員長(河井彌八郎) 諸君にお諮りいたします。本日は会議はこの程度にとどめて置きまして、来る五日から引續いて審議をいたそうと思ひますが、御異存ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八郎) それではさよう決します。
本日はこれにて……。

○補見義男君 資料の点について政府のほうにお願いをしておきたいのですが、それはかねて打合せ等でお願ひしておつたことなんですが、従来の定員とそれから今回の定員の縮減に關連しまして、実は従来は用員等は定員の中から落されておつたのが、最近の定員法ではすべてこれが定員法に包含されておる。そこで比較いたします場合には、そういうものを同じスタンダードの下において比較することが必要だといふことで、実は資料の要求をいたしておつたのでありますが、その同じスタンダードにおける定員の旧来からの変遷と同時に、新しく労働基準法その他の法ができて、当然法律の要求するところから従つて行ななければならぬ、又増加しておる定員との關係について資料をかねて要求しておつたのでありますが、まだ出ておらないと思ひますので、至急にお作り頂いて御提出して頂くようお願いしておきます。
○政府委員(大野木克彦君) 只今御要求の件につきましては、実は定員法施行前におきましては、用員の数が必要しものはつきりしておりません。そういう予算によるものであります。いわゆる官吏に属する部分はわかるのでありますが、用員は必ずしも明瞭になつて

おりません。それからいわゆる官吏の區別であります。最近の官吏の従来の觀念と必ずしも一致しておりませんので、御要求の通りの資料ができるかどうかちよつと問題でありますけれども、できるだけ御要求に合うようなものを作りたいと思ひます。

○補見義男君 行政管理局のほうで困難であれば、各省に命じてお作りになるかと思ひますが、それは御承知のようでありまして、それは御承知のやうに各省が予算要求をいたします場合には、例えば従来であります高、高等官、或いは判任官、それに事務員、技術員、こういうような予算要求をしておりまして、例えば昭和六年なら六年の、九年なら九年といふところを、つて見て行きますと、そのときの予算要求書を調べて見れば各省は當然にわかることと思ひますので、行政管理局で以てお作りになることが困難とすれば、各省にお命じになつて、それをお取りまとめの上お出しを願ひたいと思ひます。
○委員長(河井彌八郎) それでは今日はこれを以て散会いたします。
午前十一時五分散会

十一月一日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

外務省設置法案

第二節 附屬機關(第十四條—第十六條)

第三節 地方支分部局(第十七條—第十九條)

第三章 外局(第二十條—第二十一條)

第四章 在外公館(第二十二條—第二十五條)

第五章 職員(第二十六條—第二十七條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

(外務省の任務)

第三條 外務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 外交政策の企画立案及びその実施

二 通商航海に關する利益の保護及び増進

三 外交官及び領事官の派遣及び接見

四 條約その他の國際約束の締結

五 國際機關及び國際會議への参加並びに國際協力の促進

六 外國に關する調査

七 内外事情の報道及び外國との文化交流

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつた旋

九 連合國最高司令官總司令部その他の連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の総合調整

十 前各号に掲げるものの外、對外關係事務の処理及び總括

(外務省の権限)

第四條 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に免及及び賞罰を行うこと。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をとること。

十一 外務省の公印を制定すること。

と。

十二 日本國政府を代表して外國政府と交渉し、國際機關及び國際會議に参加すること。

十三 全權委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付すること。

十四 外國の外交使節の全權委任状、信任状及び解任状並びに外國の領事官の委任状を受理し、並びに外國の領事官の認可状を作成してこれを交付すること。

十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し、及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。

十六 通商航海に關する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつた旋等を行うこと。

十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし、並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。

十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつた旋、保護その他必要な措置をとること。

十九 旅券を發給し、及び査証すること。

二十 出入國管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)及び外國人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)による出入國の管理、外國人登録令による外國人の登録並びに出入國管理令、外國人登録令及び北緯三十度以南の南西諸島に本籍

を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）による退去強制に関する事務を行うこと。

二十一 在日外国人等の待遇に関する事務を行うこと。

二十二 日本と外国にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が発給した文書を証明すること。

二十三 外交に関する事項の発表を行うこと。

二十四 外国人及び外国に在住する日本人に対する栄典の授与について推薦すること。

二十五 所掌事務に係る社団法人又は財団法人につき許可又は認可を与えること。

二十六 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の施設設の整理につき必要な措置をとること。

二十七 邦人の引揚に関する事務を行うこと。

二十八 国又は地方公共団体の機関に対して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十九 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き外務省に属せられた権限並びに條約の実施及び確立された国際法規の履行のために必要な権限

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）
第五條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

アジア局
欧米局
経済局
條約局
国際協力局
情報文化局
（特別な職）

第六條 大臣官房に、官房長を置く。
官房長は、大臣官房の事務を統括する。

経済局に、次長一人を置く。
次長は、局長を助け、局務を整理する。

本省に、顧問及び参与を置く。
顧問は、外交上の職務に参画し、参与は、外交政策の実施に参画する。
（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 所管行政の総合調整を行うこと
二 所管行政の考査を行うこと。
三 法令案の審査を行うこと。
四 機密に関すること。
五 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

六 外交官及び領事官の派遣及び受その他儀典に関すること。
七 外国人に対して栄典を授与すること及び外国勲章又は外国記章を日本人が受領することに關しあつた旋を行うこと。

八 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
九 大臣の官印及び省印を管掌すること。

十 文書の証明を行うこと。
十一 條約書その他の外交文書を保管すること。

管すること。

十二 外交史料を編纂、纂すること。
十三 議決を行うこと。
十四 圖書を保管すること。
十五 電信を接受し、及び發送すること。

十六 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十七 行政財産及び物品を管理すること。

十八 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
十九 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（アジア局の事務）
第八條 アジア局においては、左の事務をつかさどる。

一 アジア諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。
二 アジア諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。

三 アジア諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。
四 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。

五 邦人の引揚に関すること。
六 在外公館等借入金金の審査確認事務を行うこと。

（欧米局の事務）
第九條 欧米局においては、左の事務をつかさどる。

一 アジア諸国以外の諸国に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。
二 アジア諸国以外の諸国に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。

三 アジア諸国以外の諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。
四 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。

五 邦人の引揚に関すること。
六 在外公館等借入金金の審査確認事務を行うこと。

（國際協力局の事務）
第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に關すること。
二 連合國最高司令官總司令部その他の連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整に關すること。

外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に關すること。

二 アジア諸国以外の諸国に關する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に關すること。

三 アジア諸国以外の諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。
四 海外渡航、移住、旅券の発給及び査証に關すること。

（經濟局の事務）
第十條 經濟局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商航海に關する利益を保護し、増進すること。
二 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に關すること。

三 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。
（條約局の事務）

第十一條 條約局においては、左の事務をつかさどる。

一 條約その他の國際約束の締結に關すること。
二 國際法及び涉外法律事項に關すること。

（國際協力局の事務）
第十二條 國際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に關すること。
二 連合國最高司令官總司令部その他の連合國最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整に關すること。

三 連合國による日本の管理に關する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。

四 連絡調整事務局に關すること。
（情報文化局の事務）

第十三條 情報文化局においては、左の事務をつかさどる。

一 新聞、通信、放送その他の方法により、對外政策及び國際情勢の對内報道、對外政策及び國內情勢の對外報道並びにこれに必要な情報の収集を行うこと。
二 各国との文化交流及び國際文化機關との協力に關すること。

（附屬機關）
第十四條 本省に、左の附屬機關を置く。

外務省研修所
在外公館等借入金整理準備審査會
（外務省研修所）

第十五條 外務省研修所は、外務省の職員に対して、その職務を行うに必要な訓練を行う機關とする。

二 外務省研修所は、東京都に置く。
三 外務省研修所に、所長を置く。
四 所長は、所務を掌理する。
五 前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

（在外公館等借入金整理準備審査會）
第十六條 在外公館等借入金整理準備審査會に關しては、在外公館等借入金整理準備審査會法（昭和二十四年法律第七十三号）の定めるところによる。

（地方支部局）
第十七條 本省に、地方支部局として、

連絡調整事務局を置く。

(所掌事務)

等十八條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一 連合国最高司令官總司令部その他の連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関する各行政機関の事務の調整に関すること。
- 二 連合国による日本の管理に関する文書及び記録の収集に関すること。

三 引揚に関する調査及び旅券に関すること。

四 國際情勢の対内報道に関すること。

2 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償庁の所掌に属する事務を分掌する。

3 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償庁長官の指揮監督を受ける。

(名称、位置及び管轄区域)
第十九條 連絡調整事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌連絡調整事務局	札幌市	北海道
仙台連絡調整事務局	仙台市	青森県 秋田県 岩手県 宮城県 山形県 福島県 新潟県
横浜連絡調整事務局	横浜市	東京都 神奈川県 (横須賀米國海軍基地司令部の管轄区域を除く) 埼玉縣 千葉縣 群馬縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣 静岡県
横須賀連絡調整事務局	横須賀市	横須賀米國海軍基地司令部の管轄区域
大阪連絡調整事務局	大阪市	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 大坂府 京都府 滋賀県 奈良縣 和歌山縣 兵庫縣 鳥取縣 岡山縣 島根縣 広島縣 香川縣 徳島縣 愛媛縣 高知縣
福岡連絡調整事務局	福岡市	山口縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 大分縣 宮崎縣 熊本縣 鹿耳島縣

第三章 外局

(外局)

第二十條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて外務省に置かれる外局は、左の通りとする。

入国管理庁

(組織、所掌事務及び権限)
第二十一條 入国管理庁の組織、所掌事務及び権限は、入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)の定めるところによる。

第四章 在外公館

(在外公館)

第二十二條 外務省の機関として、在外公館を置く。

2 在外公館は、大使館、公使館、総領事館、領事館、総領事館分館、領事館分館、名誉総領事館及び名誉領事館とする。

(所掌事務及び権限)
第二十三條 在外公館は、外国において本省の所掌事務を行い、且つ、條

約、確立された國際法規及び法律(法律に基く命令を含む。)に基いて在外公館に属された権限を行使する。

(名称及び位置)
第二十四條 在外公館の名称及び位置は、別に法律で定める。

2 特別の必要がある場合において、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律に定めるものの外、在外公館を増置することができる。

3 既に設置されている在外公館を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更することができる。

(在外公館長)
第二十五條 在外公館に、長(以下、在外公館長といふ。)を置く。

2 大使館、公使館、総領事館、領事館、名誉総領事館及び名誉領事館の長は、それぞれ特命全權大使、特命全權公使、総領事、領事、名誉総領事及び名誉領事とする。

3 在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

第五章 職員

(職員)

第二十六條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第二十七條 外務省に置かれる職員の

定員は、別に法律で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外務省設置法(昭和二十四年法律第三十五号)は、廃止する。但し、従前の機関及び職員は、この法律に基づく相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 在外公館として、第二十二條第二項に定めるものの外、当分の間、日本政府在外事務所を置く。

4 日本政府在外事務所については、日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の定めるところによる。

5 在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「外務省管理局長」を「外務省アジア局長」に改め、同條第四項中「外務省管理局」を「外務省アジア局」に改める。

6 国家公務員のための施設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

十三 在外公館の長